

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第4区分

【発行日】平成29年6月22日(2017.6.22)

【公開番号】特開2014-237316(P2014-237316A)

【公開日】平成26年12月18日(2014.12.18)

【年通号数】公開・登録公報2014-070

【出願番号】特願2014-117580(P2014-117580)

【国際特許分類】

B 4 1 N 1/24 (2006.01)

B 4 1 N 3/00 (2006.01)

【F I】

B 4 1 N 1/24

B 4 1 N 3/00

【手続補正書】

【提出日】平成29年5月10日(2017.5.10)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

鋼製の布帛から成る少なくとも2つの布帛層(11, 12)を有するスクリーン構造(10)を製造する方法であって、

第1のロール(1)に第1の布帛層(11)を用意し、第2のロール(1)に第2の布帛層(12)を用意し、

前記第1及び第2の布帛層(11, 12)を合流させて互いに接触させ、

前記第1及び第2の布帛層(11, 12)を一緒に金属被覆し、被着された金属(15)により両布帛層(11, 12)を互いに固く結合し、1つの布帛結合体(13)を形成する、

ことを特徴とする、スクリーン構造を製造する方法。

【請求項2】

前記布帛結合体(13)を第3のロール(9)に巻き取る前に、前記布帛結合体(13)の後続の洗浄(5)及び乾燥(6)並びに光に反応する感光層(14)又は局所的に除去可能なポリマー層の被着を実施する、請求項1記載のスクリーン構造を製造する方法。

【請求項3】

前記金属被覆を、外部電源を用いない金属析出(15)を伴う化学的な金属被覆として実施する、請求項1又は2記載のスクリーン構造を製造する方法。

【請求項4】

前記金属被覆を、ニッケル浴(3)内での電気化学的なめっきとして実施する、請求項1又は2記載のスクリーン構造を製造する方法。

【請求項5】

スクリーン印刷用のスクリーン構造(10)であって、互いに略平行に配置される鋼製の布帛から成る少なくとも2つの布帛層(11, 12)を備え、特に請求項1記載の方法により製造されるスクリーン構造(10)において、

前記布帛層(11, 12)には、めっきにより被着された金属層(15)が設けられており、前記布帛層(11, 12)は、前記金属層(15)により互いに結合されている、ことを特徴とするスクリーン構造。

【請求項 6】

前記金属層（15）は、主としてニッケルからなる、請求項5記載のスクリーン構造。

【請求項 7】

前記布帛層（11，12）は、それぞれ異なる布帛形式の布帛層である、請求項5又は6記載のスクリーン構造。